

第8回「労働団体法 ④団体交渉 A：並存組合」

2022.04.29. 佐藤

はじめに

1)前回のまとめ

- 1.内容：〈論点〉①就業時間中の組合活動と債務不履行、②企業施設利用の組合活動と所有権侵害
〈法〉 ①団結権、労働契約、大成観光事件最判、②団結権、所有権、国鉄札幌機関区事件最判
〈諸説〉①業務阻害性説・職務専念義務説、②受忍義務説・許諾説

2. Reading Assignment に関する設問についての解説

- ①施設利用の組合活動の正当性が法的論点たりえるのは、使用者の許諾のない場合であるにもかかわらず、この許諾を正当性評価基準とする点
- ②服装着用が労働契約の要素のとなっている場合

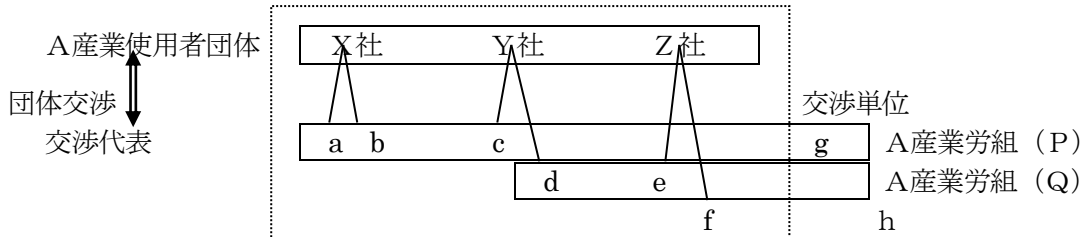
2) Reading Assignment に関する設問

以下の設問に対する解答を、自己点検用紙に書きなさい。

- ①國武教授は、従来の学説をどのように整理しているか。説の名称で答えなさい。
- ②國武教授は、日産自動車事件最高裁判決がいかなる学説に近似していると評価しているか。

本日の課題：R.A.解答と自己点検を、自己点検用紙に記入して提出する

* 団体交渉権 <参考>アメリカ合州国（排他的交渉代表制度）



* 関連判例

- 日本メールオーダー事件・最三小判・昭和 59.5.29
- 日産自動車事件・最三小判・昭和 60.4.23
- 高知県観光事件・最二小判・平成 7.4.14

[参考文献] 光岡正博『団体交渉権の研究（新訂版）』（1986年、法律文化社）

坂本重雄『団体交渉権論』（1994年、日本評論社）

[課題提出者数] 4/13 4/15 4/20 4/22 4/27 4/29 5/06 5/11 5/13 5/18
137 138 140 133

[自己点検]

- 1) Reading Assignment に関わる設問への解答
- 2) 自己点検 a) 講義の論点 b) 論点にかかわる法状況 c) 論点についての諸見解
- 3) 自由記述 a) 講義に関する質問 b) その他

[次回講義への Reading Assignment]

次回講義タイトル：「労働組合法 ④団体交渉 B：要件」

講義テーマ：労働組合はいかなる事項についても交渉を要求できるのだろうか
教科書の該当部分：第4章「団体交渉」、論点に直接関連するのは、p.95-p.96

Reading Assignment：光岡正博「交渉事項と団交応諾義務」

『現代労働法講座 第4巻』（総合労働研究所、1981年）188頁以下